

電気通信紛争処理委員会（第118回）議事録

1 日時

平成23年12月7日（水）午前10時02分から午前11時26分まで

2 場所

共用会議室1（総務省10階）

3 出席者

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、湊上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、各務 洋子（以上4名）

(2) 特別委員

小塚 莊一郎、白井 宏、寺澤 幸裕、若林 亜理砂、若林 和子（以上5名）

(3) 総務省

川端 達夫 総務大臣

小笠原 倫明 総務審議官

犬童 周作 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官

(4) 事務局

岡崎 俊一 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、

浅井 直人 上席調査専門官、濱崎 末盛 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

議事に先立ち、川端総務大臣から挨拶が行われた。

(1) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】

特別委員10名全員が、委員会のあっせん及び仲裁委員の対象者として指定された。

(2) 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について【公開】

電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について審議し、案のとおり決定した。

(3) 第3回国際通信調停フォーラム等の報告について【公開】

第3回国際通信調停フォーラム等の報告について、各務委員及び事務局から報告を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(4) 電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(5) その他【公開】

次回委員会の日程等については、事務局において別途調整の上、周知することと

した。

(6) あっせん事案について【非公開】

あっせん事案について 事務局から報告を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

※ 議題(6)については、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催した。また、同様の理由により、電気通信紛争処理委員会運営規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、議題(6)についての会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議題内容

<開会【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、ただいまから電気通信紛争処理委員会の第118回の会議を開催させていただきます。

本日は委員4名が出席してございますので、定足を満たしてございます。また、5名の特別委員にも出席いただいております。

本日の会議は一部非公開で開催いたします。また、本日は川端総務大臣にお越しいただいておりますので、議題に先立ちまして御挨拶をちょうだいしたいと思います。

それでは総務大臣、よろしくお願いいたします。

<川端総務大臣の挨拶【公開】>

【川端総務大臣】 皆さん、おはようございます。総務大臣の川端達夫でございます。今日はお集まりいただきましてありがとうございます。電気通信紛争処理委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この委員会自体は平成13年に、電気通信事業者間の紛争を処理するために、専門の皆さんでスタートして、いろいろな紛争処理を含めて、この間には随分と目まぐるしく時代が変わりました。10年前にはブロードバンドも、それは何のことだろうという時代であったのかなと思いますし、特に最近では地デジという大事業がありまして、地域のケーブル局を含めて、まさに新しい時代に入ったということで、この間にはある種のトラブルとございますか、紛争もたくさんあったと思います。そういうことにもきめ細かくいろいろとご対応いただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

中立公正な第三者機関でございます。迅速、公正な紛争の解決、同時に、特にこのごろ

は時代の風潮として、本当に国民1人1人の権利をしっかりと守るために法律はあるんだということでもございます。今日までの御活躍にお礼を申し上げるとともに、我々は電気通信行政にかかわる者でありますけれども、これからもぜひとも、いろんな大所高所から、国民のためにしっかりと、行政の円滑な運営のためにご尽力いただくことをお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【坂庭委員長】 どうも御挨拶ありがとうございました。

総務大臣はこの後、御用務のために御退席なさいます。本日は誠にありがとうございました。

【川端総務大臣】 ありがとうございました。またどうぞよろしく願いします。

<特別委員の紹介【公開】>

【坂庭委員長】 それでは議事に入ります前に、今回特別委員の改選が行われておりますので、事務局から御紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【副島参事官】 11月29日が特別委員の皆さんの任期満了日でした。小野特別委員、加藤特別委員、白井特別委員、寺澤特別委員、樋口特別委員、森特別委員及び若林特別委員のこれまでの7名の方は、引き続き11月30日付で御就任いただいております。それに加えまして、小塚特別委員、今日御欠席ですが近藤特別委員、それから若林特別委員の3名の方が新しく就任されております。

配付資料に資料1としまして、5名の委員と特別委員、今日の時点で10名になりますけれども、名簿を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。

新しく就任された特別委員お二人が本日出席いただいておりますので、自己紹介を兼ねて一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。小塚特別委員、続いて若林特別委員の順でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【小塚特別委員】 学習院大学で法律を教えております小塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【若林（和）特別委員】 このたび就任させていただきました、公認会計士をしております若林和子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。

＜議題（１）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】＞

【坂庭委員長】 それでは早速ですが、お手元に配付いただいている議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

議題１から５につきましては公開、議題６につきましては、係争中の個別事業者間の協議状況等を含む説明があったり、あるいはそれに関する質疑応答等を予定してございますので、当委員会の運営規程第１６条第１項の規定に基づきまして、非公開で開催させていただきます。したがって、傍聴者の皆様には、恐縮ですが、非公開とする審議が始まります前に退出していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

では、議題１のあっせん委員及び仲裁委員対象者の指定についてということで、事務局からこれも御説明をお願いいたします。

【副島参事官】 説明させていただきます。資料２－１と資料２－２でございます。

あっせんにつきましては、電気通信事業法第１５４条第３項に「委員会によるあっせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第３項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行う。」という条文がございます。つまり、委員会の委員その他の職員、その他の職員が特別委員に相当するということございまして、委員と特別委員の中からあらかじめ指定しておきまして、その中から個別の事案によって、委員会があっせん委員あるいは仲裁委員として指名する仕組みになってございます。

それから、委員会令の第７条に「委員会は、事業法第１５５条第３項の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。」と規定されております。資料２－１でございますけれども、これが名簿という形で、今現在もホームページで公開しております。仲裁とあっせんの指名をされる委員のプールになっているということでございます。これを見て、こういった方から仲裁委員を当事者が選定することにもなるということでございます。

資料２－２は、関係の条文をつけてございます。

ということで、従来からあっせん委員及び仲裁委員の対象者の指定におきましては、委員全員及び特別委員全員を指定していただいておりますので、今回も同様でいかがかと思っております。このことにつきまして御審議をお願いしたいと思います。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。今の御説明について、御質問等ございませ

たらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。ございませんようでしたら、今の副島参事官からの説明にもありましたように、なるべくたくさんの方に登録いただいて紛争に対応できるようにということで、10名の特別委員の皆様全員を指定することにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定につきましては、10名の特別委員全員を指定することにさせていただきます。どうもありがとうございます。

<議題(2) 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について【公開】>

【坂庭委員長】 続いて、議題2に入らせていただきたいと思います。議題2は「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂でございます。これも事務局から御説明をお願いいたします。

【鈴木紛争処理調査官】 調査官の鈴木でございます。私から説明させていただきます。資料は資料3-1と3-2でございます。3-1に概要をまとめてございます。

今年の6月30日に施行された法改正、放送法等の一部改正がございまして、当委員会のあっせん・仲裁等の対象が拡大されました。そういったこと等も踏まえまして、今回「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂を行う予定としております。

改訂版の案が資料3-2でございますが、非常に大部でございまして、従来から引き続きやっていた委員、特別委員の皆さんには事前に送らせていただいていることもありまして、今日は資料3-1の概要でポイントを御説明させていただきます。

まず1点目ですが、マニュアルの名称を変更するというので、今まで「電気通信事業紛争処理マニュアル」ということで、電気通信事業法に関する内容をまとめておりましたけれども、今回放送法、それから電波法の内容を入れることで、マニュアルの名称を「電気通信紛争処理マニュアル」に変更させていただきたいと考えております。

それから、第I部で手続解説という部分がありますけれども、ここで大きく2点改訂内容がございまして、1点目が今年の6月30日から当委員会のあっせん・仲裁等の対象になりました紛争について、あっせん・仲裁の対象となる紛争の種類の説明、それからあっせん・仲裁の申請書の様式等を追加するというのでございます。

追加された中身が資料3-1の真ん中に書いてありますが、電気通信事業法の関係では、

電気通信事業者間における電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争、それからコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間におけるコンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供条件等に関する紛争、放送法の関係では、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間における地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する紛争、これらが今年6月30日から当委員会の扱う紛争として追加されておりますので、その説明を入れることにしております。

この3つのうち、放送法の関係の再放送の同意につきましては、大臣の裁定という制度がございます、その裁定手続の説明、それから申請書の様式も追加させていただいております。

それから、手続解説の2点目のポイントですけれども、従来「無線局紛争処理マニュアル」というマニュアルが別にご覧になって、これは「電気通信事業紛争処理マニュアル」と法律別に作成されていて、電波法との関係をまとめていたものですが、今回、電波法との関係も1つのマニュアルに統合するという考えで、電波法関係のあっせん・仲裁の対象になる紛争の種類の説明や、あっせん・仲裁の申請書の様式もこのマニュアルに入れようと考えております。この改訂に伴いまして、「無線局紛争処理マニュアル」は廃止させていただきます。

それから、第Ⅱ部に事例集成というセクションがございますが、ここにつきましては、現行版以降の事例として1件追加させていただきたいと考えてございまして、大臣からの諮問を受けて昨年7月8日に答申した、生活文化センターから申し立てを受けた接続協議の再開命令に関する諮問に対する答申を事例として1件追加しております。

それから、現行版には電気通信事業法に基づく意見の申出の事例が2件載っていたのですが、これは非常に古い事例でありまして、なおかつ意見申出自体は当委員会が直接関与する手続ではございませんので、今回この意見申出の事例については削除させていただきたいと考えております。

資料3-1の2ページ目に行ってくださいまして、マニュアルの附属【関係資料】という部分でございますが、委員・特別委員の名簿がついてございまして、これにつきましては現行版以降の異動、すなわち昨年12月3日の委員の再任・新任、それから今年11月30日の特別委員の再任・新任の内容を反映した委員・特別委員名簿に変更したいと考えております。

それから、窓口一覧という資料がついてございまして、これについては、従来電気通信

事業法に関する手続の窓口だけを載せていたのですけれども、今回電波法、放送法の関係も追加するというので、窓口一覧にも電波法、放送法のあっせん・仲裁、それから裁定の申請窓口を追加することにさせていただきたいと思います。

それから、関係法令集成という部分がございます、これについては2点変更があります、1点目は、現行版では法律、政令、省令という順番で編集していたのですけれども、今回電波法、放送法の関係も追加することになりましたので、分野ごとに電気通信事業法関係、電波法関係、放送法関係といった形でまとめる構成に変更したいと考えております。

それから、従来かなり広めに法令を載せておりました、総務省設置法とか民法とかの法律も載っていたのですけれども、対象分野が広がったということで、分量が多くなることで使いにくくなっていくのを避けるため、紛争処理手続の解説という観点から、当委員会と関連が深い法令、条文に内容を絞って掲載させていただきたいと考えております。現行の法令集成の部分は95ページあるのですが、こういう見直しをしまして、電波法、放送法の関係を追加して、今回、法令集成は60ページとなります。

説明は以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。何か御意見、あるいはコメントはございますでしょうか。

今回は変更点多かったのではないかと思いますけれども、事務局が大変一生懸命つくっていただいたもので、今後役に立つ資料だと思います。

特に御意見ございませんでしょうか。

では、今説明いただいた案のとおりでマニュアルの改訂を行うことにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上で議題2は終了でございます。

<議題(3) 第3回国際通信調停フォーラム等の報告について【公開】>

【坂庭委員長】 議題3でございますが、第3回国際通信調停フォーラム等の報告についてということで、各務先生と事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【各務委員】 それでは、私から感想を先に述べさせていただきまして、詳細に関しましては、同行していただきました事務局の上席調査専門官の浅井さんに御説明いただきたいと思います。

私は初めて今回、第3回目の国際通信調停フォーラムに参加させていただきましたが、

最初の印象は非常に素晴らしい会議でございました。特に国際通信調停フォーラム自体の企画がとても地道な取り組みで、日本とカナダ、イギリス、フランスといった各国の調停、あるいは紛争の実態を率直に話す場を設けていることだけで非常に価値のあるものだと思います。昨年は淵上先生が行かれたのですけれども、その前も多分参加されていらっしゃると思いますが、毎年これを開催し続けることで、各国の状況を常に、いいことも悪いことも場に出して議論する場を設定していることが価値があるのではないかと思います。

特に非常に興味深かったのは、韓国から出席の方々の中に、別紙に書いてございますが、パネリストのところに弁護士の方や大学の先生がいらっしゃる中で、ケーブルテレビ放送協会の専務の方、それから韓国放送協会の政策室長という方が並んで座っておられて、たまたま私が質問したのですけれども、ケーブルテレビ放送協会の方がちょっとお話しされた後で、30年来いろいろ自由にやらせていただいた中で、だんだん紛争が多くなってきたという状況を率直に話されて、その点について御質問させていただきましたところ、放送協会の方から非常に予想外の詳細なお答えをいただいて、とてもびっくりしました。それを聞かせていただいただけで、率直に回答してくださっているなという状況を目の当たりにして、とても良い取り組みをされているという印象を得ました。どうもありがとうございます。

あとは詳細を浅井さんからお願いいたします。

【浅井上席調査専門官】 それでは、お配りしております資料4を用いまして報告させていただきますと思います。

今、各務委員からも御紹介がありましたけれども、先月、11月2日から4日の間、各務先生に同行しまして、韓国ソウルに出張してまいりました。2日に韓国入りしまして、翌3日、資料の3番ですけれども、午前中に参加5カ国のプレゼンターを対象として、ホスト国の韓国放送通信委員会、KCCから韓国の放送市場の現状と課題の御説明があって、午後にフォーラムが行われております。

その概要を簡単に御紹介したいと思います。(6)の概要というところですが、まず予備セミナーにおいて、KCCから韓国の放送市場の現状と課題の説明がありました。韓国の放送市場の規模は84.7億USドル、これは日本円に換算しますと大体6,500億円程度になります。日本の放送市場の規模が大体3兆8,000億円程度でございますので、5分の1程度と考えるだけでいいと思います。その放送市場のプレーヤーとしましては、地上放送事業者が60社、IPTV事業者が3社、ケーブルテレビ事業者が9

4社存在しているということでした。

また、今後のKCCの課題として幾つか挙げられましたけれども、そのうちの大きな課題として、今急速に普及していますスマートメディア、これはスマートフォンですとかタブレットPC、スマートテレビといったものですが、こういったものを放送分野、電気通信分野、どちらに分類していくのか、もしくは新しい分類体系が必要なのか、さらには、それに対してどのような規制が必要、適当であるかといったことが今後検討が必要になるということが問題として提起されております。

ページをめくっていただきまして、午後の調停フォーラムにおいては、セッションIにおきまして、これは毎回テーマを決めて、各国のプレゼンターがそれについて自国の制度、事例を紹介しておりますけれども、今回は「地上放送の再放送の紛争と調停事例」というテーマが与えられまして、日本、カナダ、イギリス、フランス及び韓国から各国の紛争処理の枠組み、事例等についてプレゼンテーションが行われました。

プレゼンテーションの要点を簡単に御紹介したいと思います。まず、日本からは各務委員からプレゼンを行っていただきまして、ケーブルテレビ事業者等が地上テレビジョン放送の区域外再放送を実施しようとする場合に、放送事業者の同意が得られないことによって紛争に発展する可能性があるということ、これらの紛争の処理スキームとしましては、本年6月から当委員会の対象になったあっせん・仲裁、さらには総務大臣による裁定を利用することができますという御説明をしていただきました。また、日本における事例の紹介としまして、事例としてはこれまで裁定しかありませんので、過去の裁定の状況を紹介していただいたところです。

カナダからは、カナダのADR部局長がお越しになっていまして、カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会では2010年度に19件の事案に対応したということでした。また、これらの事案を通じて、紛争解決のために重要かつ効果的な取り組みの紹介がありました。その中では、事案へ早期介入すること、また、紛争事案において何が主要な論点であるかをまず把握して、議論の焦点をそこに合わせるといったポイントが紹介されております。

イギリスからは、Ofcomの競争政策グループの委員がお越しになっておりまして、Ofcomでは近年、再放送に関する苦情ですとか紛争の取り扱いはありませんということでしたけれども、最近、BBCを中心とした公共放送事業者から再放送料金に関する現在の取り決めの見直しが必要ではないかということが、正式なOfcomに対する申請ではなくて、市場において主張されているといった市場の現状を紹介していただきました。

フランスからは、CSAでは2004年、7年前から視聴覚事案、これは放送事案ですが、これに関する紛争解決処理手続を導入したということでした。対象としましては放送事業者、ケーブルテレビ事業者などの間におけるテレビジョン放送、ラジオ放送の料金の条件に関する紛争調停を行っているということです。また、制度導入から現在まで、再放送に関する1件の事案の紹介がございました。

最後にホスト国の韓国からプレゼンがありました。韓国では放送についてはKCCの中にあります放送紛争調停委員会が、事業者間の紛争についてあっせんを実施しております。2008年以降17件の事案を処理しています。また最近、著作権法に違反して違法に地上放送を再放送したとして、地上放送事業者がケーブルテレビ事業者を提訴した事例がありましたので、その事例についての紹介がありました。

ページをおめくりいただきまして、各国からのプレゼンの後に、韓国の有識者及び事業者代表者の間でパネルディスカッションが行われまして、それぞれコメントや質問を織りまぜて発表がありました。

順番に御紹介したいと思いますけれども、まずオ弁護士からは、これは韓国の制度についてですけれども、地上放送の再放送の解決に当たっては、今は事後的紛争処理機能だけしかないですけれども、事前に紛争を防ぐ仕組みづくりが必要ではないかというコメントがありました。

次に、ホン教授からは、各国のプレゼンターに対して質問がありまして、日本に対しては、大臣裁定において再放送の対価についてはどのように決定されているのか、また裁定内容に事業者で不服がある場合はどのように対応することができるのかという質問がございまして、これに対して当方からは、大臣裁定は、同意しないことについて正当な理由があるかどうかを判断するものであること、その正当な理由の有無の判断においては、対価の問題は考慮されていないことを説明しております。また、裁定に不服がある場合は、総務省に設置されております審議会に対する異議申し立て及び司法の判断を求めることが可能であることを説明しております。

次のユン教授からは、韓国の再放送問題の解決にはこれまでなかなか有効な手段がなかったもので、韓国放送通信委員会に強制力のある手段を付与する制度改革が必要ではないかという自国の紹介がございました。

ここまでが有識者の発言でしたけれども、その下の2つ、今各務先生からも御紹介いただきましたけれども、韓国ケーブルテレビ放送協会の専務と、その後が韓国放送協会の室

長ということで、事業者を代表する方のコメントがありまして、先ほど韓国のプレゼンのところでも紹介しましたがけれども、地上放送事業者がケーブルテレビ事業者を提訴している事案を念頭に置いて、ケーブルテレビ放送協会の専務からは、ケーブルテレビ事業者が地上放送の再放送を行うことによって地上放送の普及にも大きな貢献をしているのではないかと、両者が享受している利益を金額換算して、より大きな利益を得ているほうが対価を支払うべきではないかという発言がございました。

その次に、地上放送側の代表者として韓国放送協会の政策室長から、地上放送の再放送の紛争の関心は著作権の問題であると。韓国は2012年、来年12月末に完全デジタル移行しますがけれども、デジタル放送時代を迎えるに当たって著作権を守る必要があるという発言がございました。

以上がフォーラムの紹介ですけれども、次に4ページをおめくりいただきまして、翌日11月4日にKT、これは韓国の最大手の通信事業者でございますけれども、そのメディアセンターを訪れまして、韓国のKTではIPTVというサービスを行っておりまして、これは非常に今韓国で普及しておりますけれども、そのオペレーションルームを見学しました。KTからIPTVサービス、「olleh TV」という商品名で売っておりますけれども、その紹介があった後、意見交換を行っております。

簡単に概要を御説明いたしますと、2008年11月に韓国ではIPTVサービスを開始、全国展開しております。これはKT以外に2社指定されておまして、3社において行っているということです。現在加入者は230万人以上、さらに、「IPTV+衛星放送」の新サービスを行っておりまして、1日平均3,500人、1カ月に10万人の加入者が増加して、非常に急速に普及しているということでした。

このIPTVというのは、9万本のVOD、ビデオオンデマンドを利用できる。さらには130チャンネルを通じて90以上の双方向サービスを行うサービスだということです。さらには、KTのサービスの特色として、3万7,000本に及ぶ教育関連のVODの利用が可能だという御紹介がありました。

さらに、現在タブレットPCやスマートフォン向けのコンテンツ配信も計画しているという紹介がありました。IPTVの130チャンネルの中には、ソウル及び各地方の地上放送の再放送を含んで行っているということでございました。

報告としては以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、何

か御質問等ございましたらお願いいたします。

【尾畑委員】 じゃあ、よろしいでしょうか。

【坂庭委員長】 どうぞ。

【尾畑委員】 どうも日本で今、先日来いろいろ議論されていることと、ほかの国で議論されていることが大分ギャップというか、論点が随分違うように思うのですけれども、日本の、例えば民放連とケーブルテレビの対立とか、そもそも地域ごとになっているみたいな状況であるとか、そういったものは他国の場合は……。

【各務委員】 説明させていただきましたが、日本の放送対象地域はこの狭い国土の中で非常に細分化されて、県単位になっているという事実があって、それは他国にはないことでしたので、説明が必要な点でございました。

地域ごとの歴史の中ではぐくまれてきた地域のバックグラウンドを理解していかないと、なかなか現在のあっせん状況をすばっと判断するわけにはいかないということを、晩さんのときに他国の方とお話いたしました。

【尾畑委員】 わかりました。

【坂庭委員長】 あと、浅井さんの説明で、韓国でもやっぱりケーブルテレビと放送局の地上放送ですか、その話があるみたいですが、日本と似ている部分もあったり、違う部分もあったりするのでしょうか。

【浅井上席調査専門官】 制度が違いますので一概に比較できないと思いますけれども、韓国とは似通ったところがございまして、まず今回紛争に発展した要因としまして、地上デジタル放送を迎えるに当たって、これまでアナログ時代は無料で、著作権についても黙認していたことがありますけれども、新しいデジタル時代を迎えて著作権を主張すべきだという態度に変更して、著作権についての請求を行うようになったことは似通った部分もあるかと思えます。

さらに、放送対象地域も、韓国は複数に分かれておりまして、区域外再放送という概念において、自分の区域以外のところから放送を持ってきて流すことにおいて紛争が起こっている。

【坂庭委員長】 それは、じゃあ日本と似ているわけですね。

【浅井上席調査専門官】 そうですね。韓国は似たところがあると考えております。

【坂庭委員長】 それで、利益をたくさん受けているほうがたくさんお金を払うべきだというお話がケーブルテレビの方からあったという報告でしたけれども、これは、地上波

のほうがたくさん利益を受けているという結論だったわけですか。

【浅井上席調査専門官】 実際の提訴の結果ですけれども、10月末に高裁判決がありまして、これはフォーラムとは関係ないのですけれども、再放送は実際違法であるという判決が下ったと。ケーブルテレビ側に再放送を中止して、1日大体1億5,000万ウォン、これは日本円で1,000万円程度なのですけれども、不足金を支払うべきだという判決が10月にあったと聞いております。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

これは3年前に始まった会議かと思えますけれども、この会議自体は地味な会議なのかもしれませんけれども、要するに韓国、あるいは中国もそうかもしれませんけれども、国際戦略として非常に積極性を持ってやっているなという印象を感じました。

国際的に意見交換をするという意味では、各務先生もおっしゃっていましたが、非常に役に立つ部分があるのではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【白井特別委員】 この会議はアメリカは入っていないのですか。

【浅井上席調査専門官】 今回は、当初、アメリカも参加を予定していましたが、急遽FCCの都合が悪くなってカナダに変更になったということでございます。

【白井特別委員】 そうですか。

【坂庭委員長】 去年、おととしはアメリカは出ていたのですか。

【浅井上席調査専門官】 ええ、去年はアメリカは参加しております。

【坂庭委員長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは議題3は終わりにさせていただいて、議題4の電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要ということで、お願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

<議題(4) 電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要について(総合通信基盤局からの説明)【公開】>

【坂庭委員長】 それでは議題4に移らせていただきます。本件につきましては、総務省総合通信基盤局事業政策課の犬童市場評価企画官から御説明をいただくことになってございます。それでは資料5でございますが、よろしく申し上げます。

【犬童市場評価企画官】 総合通信基盤局の犬童でございます。よろしく申し上げます。

資料5に基づきまして、電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要について説明させていただきます。単に競争評価と言っていますが、競争評価2010につきましては、今年9月に公表したものでございます。

1ページ目でございますけれども、競争評価の背景でございますが、2003年、平成15年に事業法を大きく改正しまして、参入規制を登録・届出制に移行する等の改正を行ったのですが、この改正によりまして、事後規制を基本とする体制になったこともありまして、市場の競争の状況を常に把握する仕組みが必要ではないかということが課題になりまして、こういった状況を踏まえまして、2003年度から毎年度、競争評価を実施しているものでございます。

評価の結果につきましては、EUも同じような競争評価をやっていますが、EUの場合は競争評価の後に、問題があった場合にはすぐに規制に反映する形になっていますが、日本では規制との直接のリンクはございませんで、単に政策立案の基礎データとして活用する形になっております。

これまでの取り組みでございますけれども、2003年から2005年までを第1期として3年間、競争評価の試行的な位置づけで始めていまして、第2期の2006年から、ここにありますように定点的評価、これは毎年継続的に、定点的に把握していくもの、それから戦略的評価といいまして、その時々々のテーマに応じて評価を行うものということで、この2本立てで2006年から開始しております。

2ページ目に移っていただきまして、競争評価の実際の手順でございます。競争評価の全体像を定める基本方針を定めるのですが、この基本方針と、それに基づきまして毎年度、こういった市場を具体的に評価していくかという、実施細目がありますけれども、この基本方針と実施細目について、例年12月ごろ、今ごろですけれどもパブリックコメントにかけまして、作業を開始いたします。パブリックコメントの終了後、情報収集、あるいは競争状況の分析、評価を行っていくのですが、おおむね翌年度の6月ごろ報告書案をパブコメにかける形になっておりまして、大体9月ぐらいにパブコメ結果を踏まえまして確定することになっております。

この手順の中で、競争評価アドバイザリーボードとありますけれども、中立的かつ専門的な見地からの助言ということで、有識者の方々にアドバイザリーボードとして評価を議論いただいているところでございます。3ページ目が、そのアドバイザリーボード構成員のリストでございます。

4 ページ目に移っていただきまして、ここからは競争評価 2010 の中身でございますけれども、大きく 3 つに分けてございまして、第 1 点が毎年定期的に評価する定点的評価でございます。定点的評価の中には 4 つございまして、固定電話領域、具体的なサービスとしては固定電話サービス、それから中継電話サービス、マイラインとかマイラインプラス、通話の時に事業者を選べるようになっているものでございますが、それから 050-IP 電話といったサービスを固定電話領域として評価しております。

2 つ目の移動体通信領域、これは携帯電話と PHS をあわせて評価しております。

3 つ目のインターネット接続領域でございますけれども、これはブロードバンド全体の市場を 1 つとしてとらえるものと、ブロードバンド市場の中で、個別の部分市場としまして FTTH 市場、ADSL の市場、CATV インターネットの市場、それから ISP の市場と、部分市場を分けてとらえております。

4 つ目の法人向けネットワークサービス領域でございますが、これは、本社と支社を結ぶとかいった、事業者間を結ぶ WAN サービスとか、あるいは専用線サービスといったものを市場としてとらえて評価しております。

第 2 編に移りまして戦略的評価でございますけれども、最近スマートフォン、タブレット PC の普及が著しいことでもありますので、携帯電話、スマートフォン、タブレット PC の需要代替性の調査を本年度の戦略的な分野として取り上げております。

第 3 編は、これまでの競争評価をもう一度見直しまして、最近の市場動向を踏まえましてあり方を見直しているものでございます。

2 枚めくっていただきまして、5 ページ目ですけれども、定点的評価の結果でございますが、まず固定電話領域でございます。上の二重線の四角に囲まれているところが基本的なデータでございます。固定電話市場としまして、NTT 東西の加入電話、直収電話、これは NTT 以外の事業者がみずから回線を引き込んでサービスする、あるいは NTT 東西から回線を借りて電話サービスをするといったものです。それから CATV 事業者がやっている CATV 電話、光ファイバを使った 0ABJ-IP 電話といったものをあわせて集計しております。

全契約数は 5,747 万で、固定電話としては減少傾向になっております。このうち、光ファイバの伸びに伴いまして、0ABJ-IP 電話のみが急増しておりまして、1,790 万ということで、23.2% 増となっております。事業者のシェアにつきましては、NTT 東西が 80.8% で、前期比 2 ポイント減。あと、設備のシェア、これも NTT 東西のシェ

アですけれども、メタル回線については99.9%、光ファイバについては77.2%という数字になっております。

中継電話市場でございますけれども、これは市内、県内市外、県外、国際とも減少傾向になっております。

それから次の050-IP電話、これはADSLとあわせて電話サービスを行うメタル回線をベースとしたものですけれども、これも減少傾向にありまして、10%減の776万となっております。050-IP電話の上位3社のシェアでございますけれども、ここにありますとおり84.8%でございます。

こういったデータをもとにしまして、下の枠でございますけれども、ここで評価を書かせていただいております。左のほうから領域、主な画定市場とありますが、上の固定電話市場をまず見ていただきたいのですけれども、NTTグループのシェア市場集中度とありますけれども、NTTグループのシェアは上にありましたように80.8%と、減少傾向にあります。

その下の6,643という数字がありますが、これは市場集中度といいまして、ハーフィング・ハーシュマン指数でございます。市場の各事業者のシェアを2乗しまして、それを合計した数字でございます。例えば独占の市場であれば1社ですので、100%を2乗して1万という数字が出てくることになります。最大が1万で、理論上は完全市場の場合はゼロになりまして、ゼロから1万の間の数字が出てくるものでございます。

こういった数字をもとに、その他の勘案要素としまして、契約数が全体で減少傾向にある中で、0ABJ-IP電話は増加傾向にある。一方で、NTT東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として80%を超える高いシェアで推移しております。そういうことも踏まえまして、NTT東西は不可欠設備ということでメタル回線を保有してはいますが、市場支配力を行使し得る地位にはあるとさせていただいております。

一方で、第一種指定電気通信設備に係る規制等がございますので、実際に市場支配力を行使する可能性は低いのではないかと。ただし、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中で、ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念があるのではないかと記載させていただいております。

それから、下の中継電話でございますが、これは市内、県内市外、県外、国際と見ておりますけれども、契約数は、全区分でNTTグループのシェアが、国際を除きまして減少傾向にあります。シェアの高さから、NTTグループは単独、またはグループの協調によ

る市場支配力を行使し得る地位にはあると考えますけれども、市場自体が縮小傾向にあるということで、実際に行使する可能性は低いとさせていただきます。

050-IP電話でございますが、利用番号数はここ数年減少傾向にあるのですけれども、上位3社のシェア、ハーフィンダール・ハーシュマン指数とも依然として高い状況になっております。これらを踏まえまして、上位3社がシェアについてはほぼ横ばいでございますので、複数事業者が協調的に市場支配力を行使し得る地位にはあると考えておりますが、これも市場自体が縮小傾向にあるということで、市場支配力を行使する可能性は低いと考えております。

6ページ目はデータでございますので飛ばしていただきまして、7ページ目でございます。移動体通信領域の評価でございますが、移動体通信につきましては携帯電話、PHS、MVNOも含まれますけれども、あわせて市場として評価しております。全契約数が1億2,329万で6%の増。そのうち携帯電話が1億1,954万、6.2%増ということで、一方でPHSは375万の8.8%減となっております。これは2010の評価でございますので、2011年3月時点の数字を使っていますので、PHSはこの時点では減少しておりますけれども、今年の震災を受けまして、PHSのほうがつながりやすかったという事態もありまして、最近ではPHSが、減少というよりは増加に転じている状況になっていることだけ申し述べさせていただきます。

事業者別の契約数とシェアはここにあるとおりでございますが、特徴的なところはソフトバンクモバイルで1.8ポイント増ということで、20.6%と増えてきているところが大きなところかと思えます。上位3社のシェア、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルですけれども、94.5%ということで、かなり高いシェアとなっております。

このデータを踏まえまして、下の評価でございますけれども、契約数自体は増加傾向にあるのですが、NTTドコモのシェアは依然として高い状況にあります。あわせて上位3社のシェアも極めて高い状況にありますので、複数事業者が協調的に市場支配力を行使し得る地位にはあるととらえております。ただし、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在や、最近のスマートフォン等の新しい端末サービスの導入で競争的な市場環境になっていることがありますので、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと書いております。

今後の留意事項で、一番右側にありますとおり、移動体通信領域につきましては、通信レイヤー以外の上位レイヤーであるコンテンツ、プラットフォームレイヤー、あるいは下位の端末レイヤーとの業務提携、資本関係等がございますので、このあたりのビジネスモ

デルを見ていかないと移動体通信領域は正確に把握できないのではないかと、留意事項として書かせていただいております。

続きまして、8ページ目はデータで飛ばしていただきまして、9ページ目でございます。インターネット接続領域の分野でございます。まずブロードバンド市場全体、F T T H、A D S L、C A T Vインターネットの合計でございますが、全契約数は3,411.1万で3.8%の増加でございます。1つポツを飛ばしていただきまして、事業者別のシェアでございますが、N T T東西については1.7ポイント減の52.5%となっております。

ブロードバンド市場の中のF T T H市場でございますけれども、全契約数は2,023.6万で13.8%増、事業者別についてはN T T東西は74.4%で、増減はございません。

こういったデータを踏まえまして、下の評価のところでございますが、まずブロードバンド全体でございますけれども、契約数は増加傾向にある中、N T T東西と他社とのシェアは依然として差が大きい状況でございます。設備面でもN T T東西のシェアが高いこともありまして、N T T東西は単独で支配力を行使し得る地位にはあると考えております。あわせて、N T T東西の設備面での優位性から、固定電話市場からのレバレッジの懸念があると書かせていただいております。

続きましてF T T H市場でございますが、F T T H市場につきましてもブロードバンド市場同様、契約数は増加傾向にある中、N T T東西が高いシェアを維持しております。N T T東西が設備面でのシェアも高いことを踏まえまして、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると書かせていただいております。ただし、第一種指定電気通信設備に係る規制、C A T Vインターネットとの競争関係、あるいは今後の移動系との競合から、市場支配力を行使する可能性は低いと見ております。F T T H市場についても、固定電話のメタル回線からのレバレッジの懸念があると書かせていただいております。

次のページに移りまして、インターネット接続領域の続きでございますけれども、A D S L市場でございます。契約数は820.1万ということで15.8%減、メタル回線が減っていく中でA D S L市場も減少傾向にあります。一方で、C A T Vインターネットについては567.4万で、6.8%の増加傾向でございます。

I S P市場でございますけれども、契約数については12.7%増の4,020.7万となっております。I S P市場の事業者別のシェアでございますが、N T T系、非N T T系とも大体3割から4割ぐらいの数字で推移しているところでございます。上位3社のシェアでございますが、ここにあるようにN E Cビッグロープ、N T Tコミュニケーションズ、

ソフトバンクＢＢの合計が４９．３％と高い数字になっております。

これらのデータを踏まえまして、下に評価がありますけれども、ＡＤＳＬ市場については、契約数は減少傾向にある中、事業者別のシェアはほぼ横ばいとなっております。ＮＴＴ東西はメタル回線の設備シェアが高いこともありまして、市場支配力を行使し得る地位にあると書かせていただいておりますけれども、実際にはＡＤＳＬ市場は縮小傾向にございますので、市場支配力を行使する可能性は低いと考えております。

続きましてＣＡＴＶインターネットでございますけれども、ＣＡＴＶインターネットについては契約数は増加傾向にあります。その中で、上位３社シェアは１．５ポイント増となっておりますが、実際にはＣＡＴＶインターネットとＦＴＴＨ市場との競争関係、あるいはＣＡＴＶ事業者の地域独占的な性格等から、実際に市場支配力を有する事業者は存在しないと位置づけております。

続きましてＩＳＰ市場でございますけれども、契約数は増加傾向にある中、上位３社のシェア、ハーフィンダール・ハーシュマン指数とも近年減少傾向にあり、実際こういった数字を見まして市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないととらまえております。

１１ページ目、１２ページ目はデータでございます、１３ページ目に移っていただきます。法人向けのネットワークサービス領域ということで、まずＷＡＮサービス、ワイドエリアネットワークサービス市場でございますけれども、５．９％増の９６．５万、事業者別のシェアとしては、ＮＴＴ東西が３７．３％と０．５ポイント増、ＮＴＴコミュニケーションズが２３％、１．０ポイント減となっております。

一方で、専用サービス市場、専用線の市場でございますが、全契約数は７２．３万となっております。そのうち、ＮＴＴ東西のシェアが９１．９％と高い数字となっております。その下に、接続専用回線を除いた場合とありますが、接続専用回線とはＮＴＴ東西以外の事業者が、主に自社の足回り回線としてＮＴＴ東西から回線を借り受けてサービス提供を行っている場合がございます、その数字もＮＴＴ東西のシェアに入れていますので、実際に、電気通信事業者向けではなくユーザー向けに提供しているもので見た場合は契約数は８．３万で、ＮＴＴ東西シェアは４３．５％という数字となっております。

これらの数字を踏まえまして、下の評価でございますけれども、ＷＡＮサービスについては上位３社のシェアが拮抗しているということで、複数の事業者が協調的に市場支配力を行使し得る地位にあると言えますけれども、実際には第一種指定電気通信設備に係る規

制やその他の競争圧力によって、行使する可能性は低いと書かせていただいております。

次の専用サービスでございますけれども、契約数はほぼ横ばいである中、NTT東西のシェアは依然として高く、他事業者の足回り用に提供される接続専用回線を除いても43.5%で、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるのではないかと考えております。ただし、この市場においてもWANサービスとの競争関係もありまして、市場支配力を行使する可能性は実際には低いととらまえております。

14ページ、15ページ、16ページまでデータでございます。

以上が定点的評価でございます。続きまして第2編の戦略的評価でございます。17ページ目でございますけれども、本年度の戦略的評価につきましては、先ほど申し上げました携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査ということで、アドバイザリーボードのメンバーの1人でいらっしゃいます京都大学の依田先生に調査をお願いして行ったものでございます。

評価の目的にありますように、移動体通信市場をめぐる環境が大きく変化しているということもあります。その中で無線の高速ブロードバンド化、あるいは端末の高機能化、多様化等々、いろいろなビジネスモデルが様変わりしてきている。こういった中で、移動体通信端末の中心となっていくと考えられるスマートフォン、タブレットPCの動向を把握することは、移動体通信サービス市場の競争評価にとっても重要でございますので、スマートフォン、タブレットPCと従来型の携帯電話の消費者選好の分析を実施したものでございます。

下の表にありますように、スマートフォンの出荷台数、これは前のデータでございますが、2009年で234万台、最近の動向では、2011年度の出荷台数は、スマホは大体2,000万台と予測されておりますし、2015年にはそれが3,000万台を超えるのではないかとされている状況でございます。一方でタブレットPCにつきましては、2011年度で大体144万台、2015年度には738万台という形になってくるかと思っております。

こういったデータもございますので、分析を行ったのですけれども、その分析結果は18ページ目でございます。分析としましては2つ行っておりまして、まずアンケート調査による定性的な分析を1つ行っております。アンケート調査は約2,000ぐらいのサンプルをとっております。それから、定量的な分析としましてコンジョイント分析を使いまして、定量的な傾向もあわせて把握しております。

まず定性的な傾向でございますけれども、次回の買い換え時にスマートフォンのシェアは当然上がりますが、ただちにスマートフォン端末への移行が進むわけではないと、数字としては出てきております。また、利用用途別でございますけれども、通話、メール、電子マネーのような基本サービスについては従来型の携帯電話端末が支持されております。一方でウェブ、スケジュール帳、住所録等々の応用サービスについてはスマートフォン端末、それからオフィスアプリ、電子書籍のようなPC向けのサービスについてはタブレットPC端末が支持されている状況でございます。

一方で、定量的な傾向として、コンジョイント分析を使った分析でございますけれども、スマートフォンの価格、機能を現行と同じものと仮定した場合、次の買い換え時に従来型の携帯電話の保有者は同様の携帯電話端末、スマートフォン端末保有者はスマートフォンを選ぶ確率が高いと出ております。この仮定に基づきまして、実際に買い換えサイクル等を考慮すると、スマートフォン端末のシェアは2016年には約30%になるという結果が出ております。

続きまして、予想価格を現行の半額になる、それから予想機能を従来型の携帯電話端末とスマートフォンの融合した機能になると仮定した場合については、全体的にスマートフォンのシェアは2016年に約40%になると考えられております。若干、想定した数字とは低い数字が出ておまして、まだ今年から始めた施策でございますので、いろんなパラメーターのとり方とかをもう少し工夫する必要があるとアドバイザーボードでは指摘されておまして、その辺も含めながら、来年度以降も引き続き実施していきたいと考えております。

以上が戦略的評価の結果でございます。

続きまして、今後の競争評価のあり方でございますが、19ページ目でございますけれども、まず、今後の定点的評価のあり方としまして、1つ目の今後の定点的評価の対象でございますが、パブリックコメント等では、小売市場だけではなくて事業者間の卸の市場も見るべきではないかという話がありましたが、一応これまでも、定点的評価については政策の企画立案の参考として小売市場全体を見るということで続けておりますので、引き続き小売市場を対象として行いますけれども、今後重点的に見ていかなければいけないようなFTTH市場などについては、できるだけ事業者間の取引についても分析・評価の勘案要素として取り扱っていくべきではないかと書かせていただいております。

2つ目ですが、FTTH市場でございます。FTTH市場への最近の関心の高まり、そ

れから「光の道」構想の推進という関係もございますので、従来の指標に加えまして、もう少し幅広く、都道府県別に分析する、あるいは設備競争とサービス競争を分けて分析することを勘案して行うとしております。

それから、3つ目が一番大きい分野でございますが、移動体通信につきましては、これまでデータ通信という分野について取り上げていなかった経緯がございまして、今後は移動体通信領域のデータ通信分野を追加するべきではないかということもございます。さらに移動体通信のデータ通信につきましては、ビジネスモデルが上位下位レイヤーとの連携が多様化しているということもございますので、実際に市場の分析評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向も補完的に勘案することも必要ではないかとしております。なお書きにありますけれども、将来的には固定系と移動系のブロードバンドを一体的に市場として見ていくことも必要ではないかと付記させていただいております。

一方で戦略的評価でございますが、競争セーフガード自体については、現在審議会でも見直しが行われておりますけれども、その見直しの結果も踏まえまして、競争セーフガードとの連携強化を深めたいと思っております。競争セーフガード自体は、パブコメを通じていろんな意見を受け付けて、レビューをしていく仕組みになっているのですが、データのものをインプットしていなかったこともありますので、そのデータのなものについては、こちらの市場評価のデータを結果としてインプットしてはどうかということで、連携強化を図っていきたいというものでございます。

最後のページは見直しの概念図ということで、左側が現行でございます。それから右が見直し案ですが、ここで大きく変わっているのが、下半分で、現行のところはデータ通信は固定のみしかまだ見ていなかったところで、最近はやっぱりスマートフォン、タブレットPC等々の普及も踏まえまして、データ通信については右側の見直し案にありますように、移動系についてデータ通信を設けたいというのが大きく変わっているところでございます。

駆け足で申し訳ありませんが、説明については以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまいただいた御説明に関しまして、質問、御意見がございましたらお願いいたします。

ちょっと僕は良くわかっていないのですが、ここでタブレットPCというのは、要するにPCの中のタブレットというよりは、スマホの大きいものみたいな感じなんですか。

【犬童市場評価企画官】　そうですね。携帯型の i P a d みたいなものをイメージしています。

【坂庭委員長】　わかりました。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。　どうもありがとうございました。それでは、これで議題4は終了とさせていただきます。

(犬童市場評価企画官退室)

<議題(5) その他【公開】>

【坂庭委員長】　続きまして、議題5、その他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。よろしく申し上げます。

【濱崎上席調査専門官】　事務局でございます。本年の会合につきましては、今回が最後になるかと思われます。1年間どうもありがとうございました。

年明け以降、次回の会合の日程につきましては、また別途調整の上、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【坂庭委員長】　どうもありがとうございました。

それでは、以上で公開の議題はすべて終わりになります。傍聴者の方には恐縮ですが、御退室をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(傍聴者退室)

<議題(6) あっせん事案について【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

<閉会【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

- 以上 -